
プロジェクト 公正価値測定

項目 IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 7 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において議題として取り上げられる IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)の適用後レビュー (以下「PIR」という。)に関して、国際会計基準審議会 (IASB) が公表した情報要請 (Request for Information、以下「RFI」という。)における金融商品の公正価値測定に関する初期段階のフィードバックについて、第 55 回 ASAF 対応専門委員会 (2017 年 6 月 15 日開催) 及び第 362 回親委員会 (2017 年 6 月 16 日開催) の審議を踏まえて実施した金融機関に対する限定的なアウトリーチの結果についてご説明することを目的としている。
2. RFI のうち、限定的なアウトリーチの対象とした質問は、次のとおりである。
 - (1) 質問 2 : 公正価値測定の開示 (主にレベル 3 の公正価値測定)
 - (2) 質問 5 : 公正価値測定に要求される判断の適用 (市場が活発かどうかの評価並びにインプットの重要性及び観察可能性の評価)

II. 前回の審議で聞かれた意見及び対応

前回の ASAF 対応専門委員会及び親委員会で聞かれた意見

3. 前回提示した資料 (審議事項(1)-4 参考資料参照) に基づき、第 55 回 ASAF 対応専門委員会及び第 362 回企業会計基準委員会において審議を行った。第 55 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見は、次のとおりである。
 - (1) 投資不動産等の非金融商品の公正価値測定については、不動産鑑定評価基準の評価について、IFRS 第 13 号と整合しない点もあると考えられ、過去にも日本基準の論点整理や公開草案において検討がなされていたものと考えられるが、本 RFI を機に見直すことがよいと考えられる。
 - (2) 7 月の ASAF 会議でのコメントについては、将来の日本基準の開発という観点とは異なる対応となると考えており、非金融資産の論点は限定的なものとして、まずは金融商品について対応すべきである。
 - (3) レベル 3 の公正価値測定に関する開示については、具体的にどのような点が改善

されたか明確ではないと考えられる。作成者として、期首残高から期末残高への調整表を作成することの実務上のコストについて基準開発時にも議論があり、当該調整表がどのように有用に活用されているのか理解したいため、7月のASAF会議においても、公正価値測定に関する開示の有用性についての議論が行われるべきということを発言するのがよいと考えられる。

4. また、第362回親委員会で聞かれた意見は、次のとおりである。
 - (1) IFRS第13号における公正価値測定に関する開示については、様々な意見があると考えられるため、アウトリーチ等により意見を収集したうえで、RFIへのコメントを作成することが必要であると考えられる。
 - (2) 金融危機のような場面では、十分に流動性があった市場が急変し、商品がレベル1の分類から、レベル2又は3に変わるケースが想定され、急に膨大な開示が求められることに懸念がある。このような市場の流動性の変化に対するIFRS第13号の実行可能性の評価といった点も念頭において、国内でアウトリーチを実施する必要があると考えられる。
5. これらの聞かれた意見を踏まえ、RFIに対するコメントについては、非金融商品の公正価値測定の領域も含めて、アウトリーチ等を行ったうえで、作成することが考えられるが、7月のASAF会議においては、金融機関等に対する限定的なアウトリーチを踏まえ、金融商品の公正価値測定に関する開示等の予備的な見解について発言を行うことが考えられる。

金融商品の公正価値測定に対する限定的なアウトリーチの結果

6. 金融機関等に対する限定的なアウトリーチでは、以下のような意見が聞かれた。
 - (1) 質問2：公正価値測定の開示（主にレベル3の公正価値測定）
 - レベル3の公正価値測定に関する開示については、個々の開示項目の目的が明らかでなく、全体として、有用性があるか、また利用者のニーズがあるか疑問である。
 - 期首残高から期末残高への調整表の開示については、開示される情報の有用性に疑問がある。公正価値ヒエラルキーの分類は決算日に行っており、またレベル3の区分に焦点を当てたリスク管理を行っていないため、当該調整表は手作業により集計することとなるため作成負荷が非常に大きい。また、調整表に含まれる連結子会社が保有する金融商品の詳細な情報を収集することも負荷が高いと考えられる。

- 金融商品についての重大な観察可能でないインプットの変動に対する定量的な感応度分析は、米国会計基準において要求されていない開示項目であり、当該感応度分析の開示が有用と考えられているか疑問である。

(2) 質問5：公正価値測定に要求される判断の適用（市場が活発かどうかの評価並びにインプットの重要性及び観察可能性の評価）

- 市場が活発かどうかの評価については、当該評価を行うことが煩雑であり、開示情報の比較可能性を担保するためにも、市場の流動性を検討するうえでの一定のガイダンス等が必要ではないか。特に債券市場については、国内債券、外国債券ともに情報を収集することが困難であり、市場が活発かどうかの評価は容易ではないと考えられる。

7. 7月のASAF会議では、上記の限定的なアウトリーチの内容を踏まえて発言する予定である。

ディスカッション・ポイント

限定的なアウトリーチの内容等に対するご意見等があれば、お伺いしたい。

以上